

平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松本 南海雄
コード番号 3 0 8 8 東 証 一 部
問合せ先 執 行 役 員 小 山 由 紀 夫
TEL (047-344-5110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社グループの仕入機能は、これまで当社 100%子会社であります株式会社マツモトキヨシが保有しておりましたが、当社グループ全体としてのスケールメリットを活かしたNB商品の原価低減、PB商品の販売力の強化および仕入業務を効率化するため、当社は、株式会社マツモトキヨシより当該機能を吸収分割の方法を用いて承継いたします。

これに伴い、当社現行定款第 2 条に定める事業目的に、当社グループが取り扱う商材の仕入および販売に関する事項を追加するものです。

(2) 当社設立（平成 19 年 10 月 1 日設立）に伴い、設立の方法および最初の事業年度に関する事項について定めておりましたが、当社の最初の事業年度が終了したことにより、条文を削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙記載のとおりでございます。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を所有することにより、当該企業の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (59) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>(設立の方法)</u></p> <p>第1条 当社の設立は、<u>会社法第772条の株式移転による。</u></p> <p><u>(最初の事業年度)</u></p> <p>第2条 当社の最初の事業年度は、<u>第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成20年3月31日までとする。</u></p> <p>第3条 当社の最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬は、<u>月額総額3,000万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬は、月額総額300万円以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の<u>各事業を目的とする。</u></p> <p>1. <u>下記(1) ~ (59)の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を保有することによりこれらの会社の事業活動を支配・管理すること。</u></p> <p>2. <u>下記(1) ~ (59)の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社が取扱う商材の仕入・販売・製造等をする。</u></p> <p>3. <u>上記に付帯する一切の業務</u></p> <p>(1) ~ (59) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

以 上